

別表第10(第19条関係)

設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表

第一種適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

1 科目	2 科目内 訳	3 科目内訳の 内容	4 控除対象原 価の内容	5 前年度に 実際に要 した第一 号基礎的 電気通信 役務の提 供に係る 設備利用 部門の原 価	6 5の原価 から控除 対象原価 を控除し た後のも の	7 6の原価 に効率化 率を乗じ た後のも の
一 営業 費	イ 注文 獲得費	(1) 窓口又は 電話受付部 門における 加入電話の 新規申込み、 移転等の受 付又は割引 サービス等 の受付若し くは販売に 係る原価	施行規則第14条 第2号イに規定 する第一号基礎 的電気通信役務 に係る原価			
		(2) 販売部門 における加 入電話の新 規申込み、移 転等の取次	施行規則第14条 第2号イに規定 する第一号基礎 的電気通信役務 に係る原価並び			

<p>ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価</p>	<p>に同条第1号イ及びロ並びに第4号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの</p>
<p>(3) 技術支援部門におけるネットワーク構築に関する技術支援に係る原価</p>	<p>一の科目イ(2)において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>
<p>(4) 代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価</p>	<p>施行規則第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びロ並びに第4号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの</p>

<p>(5) 販売サポート部門における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価</p>	<p>施行規則第14条第2号イ及びハに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、テレホンカードに関するもの(報奨金に係るものを除く。)以外のもの</p>
<p>(6) 広報又は宣伝に係る原価</p>	<p>第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動を目的とする広報又は宣伝に係る原価</p>
<p>(7) 企画業務に係る原価</p>	<p>一の科目イ(1)から(6)まで及びロ(1)から(3)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲</p>

		げる値を乗じたもの
ロ 注文履行費	(1) 販売サポート部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理に係る原価のうち、加入者管理に係るもの	
	(2) 料金の受入業務に係る原価	
	(3) 通話に係るデータの蓄積若しくは料金の計算、料金請求書の編集、作成若しくは発行又は料金の督促若しくは回収等に係る原	施行規則第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、割引通話に係る原価

		価			
		(4) 貸倒損失 又は貸倒引 当金繰入額 に係る原価			
	ハ 営業 管理費	営業業務の共 通部分に係る 原価	一の科目イ及び ロ(1)から(3)ま でにおいて控除 された原価に占 める控除された 原価の割合に5 の欄に掲げる値 を乗じたもの		
二 試験 研究費	イ 試験 研究費	(1) 利用者系 ネットワー クサービス 等の研究開 発に係る原 価	第一号基礎的電 気通信役務の提 供の確保に直接 資する研究開発 に係る原価以外 のもの		
		(2) 利用者系 の研究開発 に必要な基 礎又は基盤 技術研究に 係る原価	同上		
		(3) 将来の通 信技術に関 係する新し い概念の技 術等の純粹 基礎研究に	同上		

		係る原価			
		(4) 研究開発業務の共通部分に係る原価	二の科目イ(1)から(3)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
		(5) 法人営業部門における研究開発等に係る原価	第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に直接資する研究開発に係る原価以外のもの		
		(6) 試験開発部門における共通的作業(庶務、経理等)に係る原価	二の科目イ(1)から(5)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
三 管理 共通費	イ 営業 管理費	(1) 支店における建物、事業企画、庶務、厚生、人事又は経理関係業務に係る原価	建物に係る原価にあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除		

	<p>された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p> <p>建物に係る原価以外のものにあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>
(2) 物品調達、管理等に係る原価	<p>一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>
(3) 営業部門業務に対する研修に係る原価	<p>施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価</p>
(4) 共通的作	<p>一の科目イ、ロ</p>

業(庶務、経理等)に対する研修に係る原価	(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの
(5) 研修の共通部門に係る原価	三の科目イ(3)及び(4)において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの
(6) 社員の健康診断等の福利厚生に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの
(7) 建物等の借料又は現状資産の維持管理に係	建物等の借料に係る原価のうち、一の科目イ、ロ(1)から(3)ま

<p>る原価</p>	<p>で及びハ並びに 二の科目におい て控除される前 の原価に占める 控除された原価 の割合に5の欄 に掲げる値を乗 じたもの及び建 物等の借料に係 る原価以外のもの</p>
<p>(8) 電気通信 役務の提供 条件、料金等 の制度に係 る原価</p>	<p>一の科目イ、ロ (1)から(3)まで 及びハにおいて 控除される前の 原価に占める控 除された原価の 割合に5の欄に 掲げる値を乗じ たもの</p>
<p>(9) 窓口等に 対する業務 運営支援又 は管理に係 る原価</p>	<p>同上</p>
<p>(10) 料金請求 又は売掛金 管理に対す る業務運営 支援又は管 理に係る原</p>	<p>同上</p>

価	
(11) 法人営業部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(12) 公衆電話部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(13) 三の科目(1)から(12)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価((14)及び(15)に掲げるものを除く。)	施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価
(14) 本社における建物、事業企画、総務、厚生、人事又は経理関係業務に係る原価	建物に係る原価にあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びにこの科目において控除される前の原価に占める控除

			<p>された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p> <p>建物に係る原価以外のものにあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>			
		(15) 印紙税、固定資産税等の租税公課	<p>一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>			
四 共通 設備費 用	イ 注文 履行費	(1) 事務室、事務用機器等に係る減価償却費、固定資産除却費、他人資本費	同上			

		用、自己資本 費用及び利 益対応税等 に係る原価				
--	--	-----------------------------------	--	--	--	--

注

- 1 施行規則第14条第1号イ及びロ、第2号イ及びロ並びに第4号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。ただし、同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る5、6及び7の欄については、同条第1号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るこれらの項の原価等の算出において、ワイヤレス固定電話加入者回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額のうち、ワイヤレス固定電話加入者回線に相当するものを記載すること。
- 2 5の欄に掲げる原価から4の欄に掲げるものの原価を控除した後のものを6の欄に記し、当該記したものに効率化率を乗じた後のものを7の欄に記載すること。
- 3 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 一の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 5 控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。